


**アフターサービスについて** ご契約に関する情報提供とサービスは以下のとおりです。

 <p>ご照会などにつきましては、お電話で承ります。  <b>第一フロンティア生命お客さまサービスセンター</b>  <b>☎0120-876-126</b>                  営業時間:月曜日～金曜日(祝日、年末・年始などの休日を除く)9:00～17:00</p>	<p><b>サービス内容</b></p> <p>①ご契約内容についてのご質問・お問い合わせ                  ②給付金などの請求のお手続き                  ③ご契約内容の変更のお手続き</p>
---	---

 <p>現在の基準利率などは電話だけでなく、第一フロンティア生命のホームページでもご覧いただけます。  <b>第一フロンティア生命ホームページ</b>  <b>URL <a href="http://www.d-frontier-life.co.jp/">http://www.d-frontier-life.co.jp/</a></b></p>
---

 <p><b>「ご契約内容のお知らせ」(年2回)</b> *1月末、7月末のご契約内容を翌月下旬以降にご郵送します。</p>
--

**ご検討、お申込みに際しては、「ご契約のしおり・約款」などを必ずお読みください。**  
 「ご契約のしおり・約款」ではご契約についての重要事項、ぜひ知っていただきたい事項などについてご説明しています。必ずあわせてお読みいただき、大切に保管してください。

**この保険商品のご購入に際しては、必ず生命保険販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。**

**契約締結における担当者の役割について**  
 生命保険契約は、お客さまと第一フロンティア生命との間で締結される契約であり、お客さまからのお申込みをいただき、第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、契約締結の際の媒介をさせていただくことが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。担当者(生命保険募集人)の登録状況・権限などにつきまして確認をご要望の場合は照会先[第一フロンティア生命03-6685-6500(大代表)]までご連絡ください。

- その他ご注意いただきたい事項について**
- この商品は第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険商品です。この商品は預金とは異なり、預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象とはなりません。募集代理店が元本の保証を行うことはありません。なお、保険契約にご加入いただくか否かが募集代理店における他の取引に影響を及ぼすことはありません。
  - 募集代理店は、取扱商品の引受保険会社の支払能力を保証するものではありません。
  - お申込みの際は、内容を十分にお確かめのうえ、必ずご自身でお手続きください。ご契約成立後、第一フロンティア生命より「保険証券」を送付しますので、お申込内容に間違いがないか必ずご確認ください。
  - 法令上の規制により、お客さまの勤務先によってはお申し込みいただけない場合があります。
  - 保険料に充当するための借入を前提としたお申込みは、お受けできません。

\*募集代理店では、複数の保険会社の商品を取り扱っている場合があります。くわしくは募集代理店にお問い合わせください。

[募集代理店]

[引受保険会社]

 <p>第一フロンティア生命 第一生命グループ</p>	<p><b>第一フロンティア生命保険株式会社</b>                  〒141-0032 東京都品川区大崎2-11-1                  大崎ウイズタワー                  電話(03)6685-6500(大代表)</p>
<p><b>お客さまサービスセンター ☎0120-876-126</b>                  営業時間:月曜日～金曜日(祝日、年末・年始などの休日を除く)9:00～17:00                  ◎第一フロンティア生命ホームページ <a href="http://www.d-frontier-life.co.jp/">http://www.d-frontier-life.co.jp/</a></p>	

'16年5月版

登B15F0238(2015.12.24) 営業F1545-06 '16年4月作成 リ

第一フロンティア生命の個人年金保険

# プレミアハピネス

生存保障重視型個人年金保険



**この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。**

**商品パンフレット 兼 特に大切なお知らせ(契約概要/注意喚起情報)**

「特に大切なお知らせ」は、ご契約の内容などに関する重要な事項を「契約概要」と「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。なかでも、主な免責事由やご契約中の保険契約の解約・減額を前提とした新たな保険契約のお申込みの場合の注意事項など、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分について、あらかじめご了解のうえ、お申し込みください。

[引受保険会社]



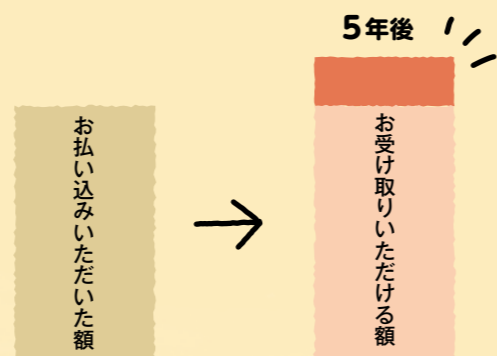
# 確実だから安心。思いどおりの未来のために。

## 確実

確実にふやします。  
ご契約時に5年後の  
将来が見えます。



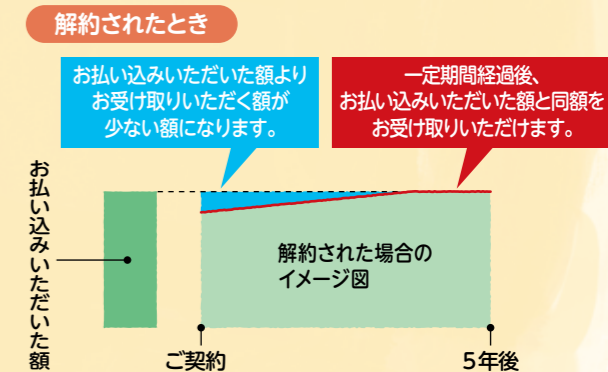
お客様の資産を  
**5年間**運用すれば、  
**確実にふやして**  
お受け取りいただけます。



ご契約時に運用期間中の  
お受取額も**確実**にわかります。



途中で解約したときの  
お受取額は、  
**ご契約時に決まります。**



## 安心

万一のときは、  
誰にのこすか  
決めておくことができ、  
**安心**です。



5年以内に**お亡くなりになったとき**は  
お払いいただいた額と  
**同額をお受け取りいただけます。**  
死亡給付金を誰にのこすか  
生前に決めておくことができます。

参考 生命保険を活用した相続準備

### 遺産分割準備

- 死亡給付金を誰にのこすか生前に決めておくことができ、**遺言と同様の効果**があります。
- 死亡給付金は**受取人固有の財産**となり、原則遺産分割協議の対象外となります。

### 現金の確保(納税資金準備)

あらかじめ指定された受取人が、死亡給付金を**現金ですみやかに**受け取ることができますので、**万一の場合の支出や納税資金**に備えることができます。

### 相続財産の評価

契約形態によっては、**生命保険金の非課税枠が適用**されます。

## 思いどおり

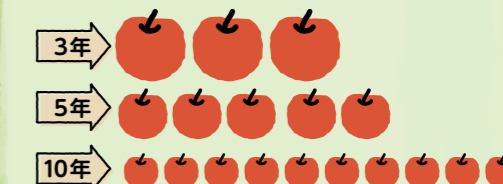


**思いどおりに選べる受け取り方。**  
分けて受け取るか、  
一度に受け取るか。

5年後のお受取りは  
使う目的やライフプランにあわせて  
お選びいただけます。

### 「年金」で受け取る

「年金」でお受け取りいただく場合は、  
3年・5年・10年確定年金からお選びいただけます。



### 「一括」で受け取る







この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

確実 にふやしたい、  
 安心 してのこしたい、  
 思いどおりに  
 受け取りたい、あなたへ。

しくみ図 (イメージ)



『確実』の理由

- 基準利率に基づき  
**契約日に5年後の  
 年金原資額が決まります。**
- 解約返還金額も契約日に  
 決まるため、**一時払保険料と  
 同額になる年月数が、  
 あらかじめわかります。**



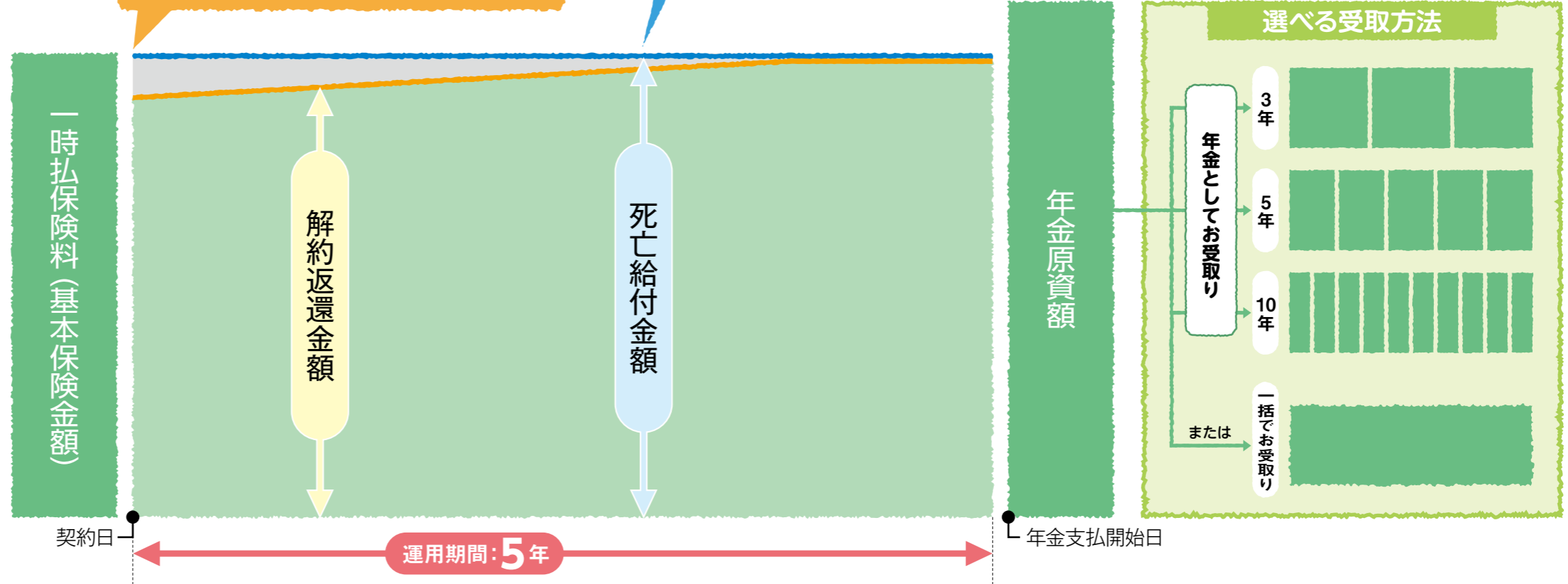
運用期間中に解約された場合の解約返還金額は、基本保険金額(一時払保険料相当額)を上回ることはありません。ご契約後一定期間内に解約された場合の解約返還金額は、一時払保険料相当額を下回ります。

『安心』の理由

- 万一のとき、  
**一時払保険料と同額の  
 死亡給付金**をお受け取り  
 いただけます。
- 死亡給付金は  
**大切な人にのこせます。**

『思いどおり』の理由

- 年金原資額をご自身の  
 ライフプランに合わせて  
**年金(3・5・10年確定年金)で  
 受け取るか、  
 一括でお受け取るか**を  
 お選びいただけます。



この保険の年金原資額および解約返還金額は、契約日の基準利率、性別および年齢などにより異なります。ご契約に際しては、「基準利率のお知らせ」などで最新の基準利率をご確認ください。

基準利率について

- \* 基準利率は毎月2回(1日と16日)設定されます。
- \* 基準利率は運用期間を通じて一定で、契約日(保険料が第一フロンティア生命に着金した日)の基準利率が運用期間の満了日まで適用されます。



一時払保険料が基準利率でそのまま複利運用されるものではありません。一時払保険料に対する実質利回りは、基準利率よりも低くなります。

5年後の年金原資額（カッコ内は実質利回り）と、  
解約返還金額が一時払保険料と同額になるまでの年月数を見てみましょう。

**注意** 記載の基準利率は例示であり、実際に適用される基準利率とは異なります。ご契約に際しては、「基準利率のお知らせ」などで最新の基準利率をご確認ください。

例) 一時払保険料として1,000万円をお払い込みいただいた場合

男性  
の場合



		契約日の基準利率					
		年0.40%の場合		年0.50%の場合		年0.60%の場合	
		年金原資額	年月数	年金原資額	年月数	年金原資額	年月数
契約年齢	40歳	1,004.9万円 (0.09%)	3年 10ヵ月目	1,010.0万円 (0.19%)	3年 1ヵ月目	1,015.1万円 (0.30%)	2年 7ヵ月目
	45歳	1,004.8万円 (0.09%)	3年 10ヵ月目	1,010.0万円 (0.19%)	3年 1ヵ月目	1,015.1万円 (0.30%)	2年 7ヵ月目
	50歳	1,004.8万円 (0.09%)	3年 10ヵ月目	1,009.9万円 (0.19%)	3年 1ヵ月目	1,015.1万円 (0.30%)	2年 7ヵ月目
	55歳	1,004.8万円 (0.09%)	3年 10ヵ月目	1,009.9万円 (0.19%)	3年 1ヵ月目	1,015.1万円 (0.30%)	2年 7ヵ月目
	60歳	1,004.7万円 (0.09%)	3年 10ヵ月目	1,009.9万円 (0.19%)	3年 1ヵ月目	1,015.1万円 (0.30%)	2年 7ヵ月目
	65歳	1,004.6万円 (0.09%)	3年 11ヵ月目	1,009.8万円 (0.19%)	3年 1ヵ月目	1,015.1万円 (0.30%)	2年 7ヵ月目
	70歳	1,004.5万円 (0.08%)	3年 11ヵ月目	1,009.8万円 (0.19%)	3年 2ヵ月目	1,015.1万円 (0.30%)	2年 7ヵ月目
	75歳	1,004.2万円 (0.08%)	3年 12ヵ月目	1,009.7万円 (0.19%)	3年 2ヵ月目	1,015.2万円 (0.30%)	2年 8ヵ月目
	80歳	1,003.7万円 (0.07%)	4年 2ヵ月目	1,009.4万円 (0.18%)	3年 3ヵ月目	1,015.2万円 (0.30%)	2年 8ヵ月目
	85歳	1,002.7万円 (0.05%)	4年 4ヵ月目	1,008.9万円 (0.17%)	3年 5ヵ月目	1,015.1万円 (0.30%)	2年 9ヵ月目

女性  
の場合



		契約日の基準利率					
		年0.40%の場合		年0.50%の場合		年0.60%の場合	
		年金原資額	年月数	年金原資額	年月数	年金原資額	年月数
契約年齢	40歳	1,004.9万円 (0.09%)	3年 10ヵ月目	1,010.0万円 (0.19%)	3年 1ヵ月目	1,015.1万円 (0.30%)	2年 7ヵ月目
	45歳	1,004.9万円 (0.09%)	3年 10ヵ月目	1,010.0万円 (0.19%)	3年 1ヵ月目	1,015.1万円 (0.30%)	2年 7ヵ月目
	50歳	1,004.9万円 (0.09%)	3年 10ヵ月目	1,010.0万円 (0.19%)	3年 1ヵ月目	1,015.1万円 (0.30%)	2年 7ヵ月目
	55歳	1,004.8万円 (0.09%)	3年 10ヵ月目	1,009.9万円 (0.19%)	3年 1ヵ月目	1,015.1万円 (0.30%)	2年 7ヵ月目
	60歳	1,004.8万円 (0.09%)	3年 10ヵ月目	1,009.9万円 (0.19%)	3年 1ヵ月目	1,015.1万円 (0.30%)	2年 7ヵ月目
	65歳	1,004.8万円 (0.09%)	3年 10ヵ月目	1,009.9万円 (0.19%)	3年 1ヵ月目	1,015.1万円 (0.30%)	2年 7ヵ月目
	70歳	1,004.8万円 (0.09%)	3年 10ヵ月目	1,009.9万円 (0.19%)	3年 1ヵ月目	1,015.1万円 (0.30%)	2年 7ヵ月目
	75歳	1,004.7万円 (0.09%)	3年 10ヵ月目	1,009.9万円 (0.19%)	3年 1ヵ月目	1,015.2万円 (0.30%)	2年 7ヵ月目
	80歳	1,004.5万円 (0.08%)	3年 11ヵ月目	1,009.8万円 (0.19%)	3年 2ヵ月目	1,015.2万円 (0.30%)	2年 7ヵ月目
	85歳	1,004.0万円 (0.07%)	4年 1ヵ月目	1,009.6万円 (0.19%)	3年 2ヵ月目	1,015.3万円 (0.30%)	2年 8ヵ月目

**注意** ● 契約年齢とは、契約日における被保険者の満年齢をいいます。  
● 実質利回りとは、運用期間満了時において一時払保険料、経過年数と年金原資額を用いて算出される年換算利率（複利）のことをいいます。一時払保険料を預貯金のようにお預かりして利息を付利するものではありませんので、中途解約時には、この利回りが保証されるものではありません。

この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。「契約概要」に記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項などについての詳細ならびに主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

## 1 引受保険会社の商号と住所などは以下のとおりです

- 商号 第一フロンティア生命保険株式会社
- 住所 〒141-0032 東京都品川区大崎2-11-1 大崎ウィズタワー
- 電話 0120-876-126
- ホームページ <http://www.d-frontier-life.co.jp/>

## 2 この保険のポイントは以下のとおりです

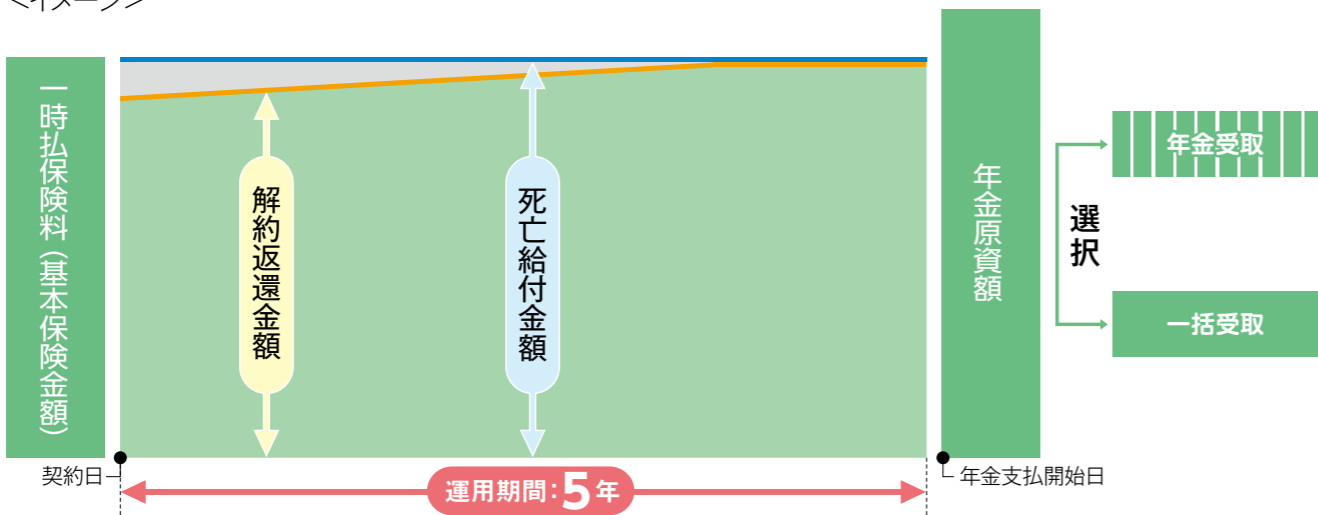
- 運用期間中において、解約返還金額は一時払保険料相当額を限度とし、死亡給付金額は一時払保険料相当額と同額とすることにより、年金原資額を増加させるしくみとした生存保障重視型の年金保険です。
- 年金原資額および解約返還金額は、契約日の基準利率、性別および年齢などにより異なります。
- 基準利率は毎月2回（1日と16日）設定されます。契約日の基準利率は、運用期間満了まで適用されます。
- 年金受取期間は、3年、5年および10年から選択できます。また、年金でのお受取りにかえて一括でのお受取りも選択できます。

### 〈この保険のリスク〉

運用期間中に解約された場合の解約返還金額は、基本保険金額（一時払保険料相当額）を上回ることはありません。ご契約後一定期間内に解約された場合の解約返還金額は、一時払保険料相当額を下回ります。

## 3 この保険のしくみ図は以下のとおりです


<イメージ>




## 4 この保険では、年金または死亡給付金をお支払いします

### 年金

- 年金支払開始日以後、年金支払日に被保険者が生存しているときに年金をお支払いします。

確定年金	年金受取開始年齢*
・年金受取期間は3年、5年および10年から選択できます。  ・年金受取期間中に被保険者が死亡された場合、残りの年金受取期間の未払年金現価をお支払いします。この場合、未払年金現価のお受取りにかえて、年金を継続して受け取ることもできます。	5歳～90歳

一括受取（年金原資額の一時支払）	
 一括受取	年金原資額を一括受取することができます。 *ご契約時には選択できません。 年金支払開始日以前にご案内する書面にて選択することができます。

\*年金支払開始日における被保険者の満年齢です。

- \* 年金額は、年金原資額をもとに、年金支払開始日における基礎率など（予定利率など）に基づいて算出されますので、年金支払開始日まで確定しません。
- \* 年金額が30万円に満たない場合は、保険契約は年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとし、年金原資額をご契約者にお支払いします。
- \* 年金支払開始日以後、年金受取人が死亡された場合には、あらかじめ指定した後継年金受取人が引き続き年金を受け取ることができます。後継年金受取人の指定がないときは、年金受取人の死亡時の法定相続人が後継年金受取人となります。

### 死亡給付金

- 被保険者が、年金支払開始日前に死亡された場合、被保険者が死亡した日における基本保険金額を、死亡給付金として死亡給付金受取人にお支払いします。
- 年金支払開始日を繰り延べ、被保険者が繰延べ期間中に死亡された場合、被保険者が死亡した日における繰延べ後積立金額を死亡給付金受取人にお支払いします。くわしくはP10をご参照ください。



5 運用期間、契約年齢、保険料の払込方法などは、以下のとおりのお取扱いとなります

基本保険金額（一時払保険料）	100万円以上5億円以下（1万円単位） *同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の定額年金保険に加入されている場合、基本保険金額は通算して5億円を超えることはできません。
運用期間	5年
契約年齢	0歳～85歳（契約日における被保険者の満年齢） *適用される基準利率により、ご契約いただけない年齢・性別があります。
年金受取開始年齢	5歳～90歳
年金受取人	ご契約者または被保険者から指定
死亡給付金受取人	被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定 *ひ孫、血族の甥（おい）・姪（めい）まで指定できます。
後継年金受取人	被保険者、被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定 *後継年金受取人は1名のみ指定できます。 *ひ孫、血族の甥（おい）・姪（めい）まで指定できます。
年金受取期間の変更	年金受取期間（回数）の変更を取り扱います。
年金支払開始日の変更	年金支払開始日の繰延べを取り扱います。
保険料の払込方法	一時払のみ取り扱います。
解約	解約返還金をお受け取りいただけます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。
基本保険金額の増額	取り扱いません。
基本保険金額の減額	基本保険金額を減額し、減額部分の解約返還金をお受け取りいただけます。ただし、減額後の基本保険金額が100万円以上あることが必要です。なお、残存部分は継続します。
契約者貸付	取り扱いません。

6 死亡給付金を一時金にかえて年金で受け取ることができます

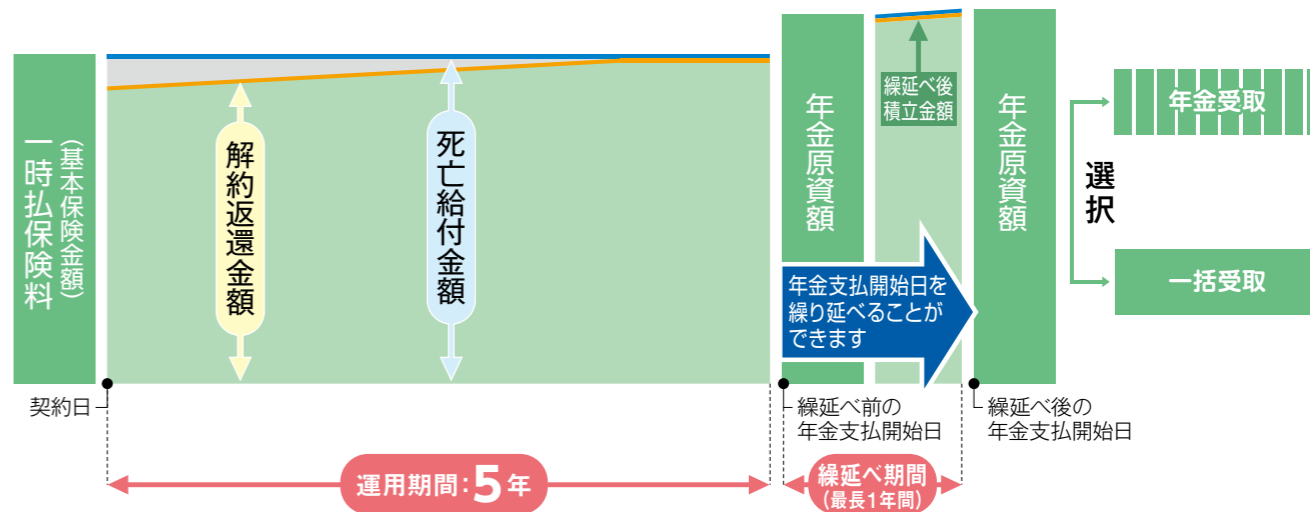
- 「死亡給付金等の年金払特約」を付加することで可能となります。また、この特約は死亡給付金の支払事由の発生前に限り、付加できます。
- 特約年金の受取回数は、所定の回数（5回～40回（5回きざみ））から選択いただけます。
- この特約の詳細につきましては「ご契約のしおり・約款」をお読みください。

7 この保険は無配当保険ですので、契約者配当金はありません

8 年金支払開始日を繰り延べることができます

- 年金支払開始日の前日に、1回に限り、年金支払開始日を日単位で繰り延べることができます。
- 繰延べ期間は最長1年かつ繰延べ期間の満了日における被保険者の満年齢が90歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします（85歳でご契約の場合、年金支払開始日の繰延べのお取扱いはありません）。
- 繰延べ前の年金原資額について、繰延べ前の年金支払開始日における当社所定の利率で積み立てます（積み立てられる金額を繰延べ後積立金額といいます）。
- 繰延べ期間中の減額のお取扱いはありません。
- 繰延べ後の年金額は、繰延べ後の年金支払開始日の前日における繰延べ後積立金額を年金原資額として、繰延べ後の年金支払開始日における基礎率など（予定利率など）に基づいて算出されます。

<イメージ>



この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。この「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

## 1 8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除(クーリング・オフ)ができます

- お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日または一時払保険料充当金を当社が受け取った日のいずれか遅い日から起算して8日以内(土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます)であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回など」といいます)をすることができます。
- お申込みの撤回などは、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じますので、郵便により第一フロンティア生命あてに送付してください。  
 <送り先>〒141-8712 日本郵便株式会社 大崎郵便局 郵便私書箱第26号  
 第一フロンティア生命保険株式会社 お客様サービスセンター
- お申込みの撤回などがあった場合、お払い込みいただいた金額を全額お返しいたします。
- ご契約の内容変更(特約の中途付加など)や債務履行の担保のための保険契約である場合には、お申込みの撤回などはできません。
- クーリング・オフ制度の詳細については「ご契約のしおり・約款」の「クーリング・オフ制度」をお読みください。

## 2 告知は不要です

- この保険のご契約に際しては、ご契約者および被保険者に対し、告知を求めません。

## 3 ご契約に適用される基準利率は、契約日(保険料が第一フロンティア生命に着金した日)における基準利率となります

- 基準利率は毎月1日と16日の月2回設定されます。
- お申込みから契約日までの間に基準利率が変更となった場合、契約日の基準利率が適用されますので、ご注意ください。

## 4 保障の開始は以下のとおりとなります(保障の責任開始期)

- 保険契約のお申込みを第一フロンティア生命が承諾した場合には、第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取った時から、ご契約上の保障が開始されます。
- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと第一フロンティア生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。

## 5 死亡給付金・年金をお支払いできない場合があります

- 死亡給付金の免責事由に該当した場合(責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき、ご契約者・死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させたときなど)
- 重大事由によりご契約が解除となった場合(ご契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する、もしくは関係を有していると認められたときや、死亡給付金を詐取する目的で事故を起こしたときなど)
- 死亡給付金の不法取得目的によるものとしてご契約が無効となった場合
- 詐欺によるものとしてご契約が取消しとなった場合

6 運用期間中に解約された場合の解約返還金額は、基本保険金額(一時払保険料相当額)を上回ることはありません。ご契約後一定期間内に解約された場合の解約返還金額は、一時払保険料相当額を下回ります。

## 7 第一フロンティア生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、基本保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
- 保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構に第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構によりご契約者などの保護の措置が図られることとなります。ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した基本保険金額、年金額、給付金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

### 生命保険契約者保護機構

TEL:03-3286-2820  
 受付時間:月曜日～金曜日 午前9時～正午、午後1時～午後5時  
 (祝日・年末年始を除く)  
 ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

## 8 現在のご契約を解約または減額して、新たに保険契約のお申込みをする場合、お客さまにとってつぎのような不利益となる事項があります

- ご契約中の保険契約の解約返還金額は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。
- ご契約中の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなどには給付金などが支払われないことがあります。
- ご契約中の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取扱いにかかわらず、**いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません**。また、ご契約中の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す(復旧する)取扱いに制限を受けることがあります。



## 9 税務のお取扱いは以下のとおりです

■ここに記載の税務のお取扱いは2016年3月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

\*2037年12月31日までの各年の所得税に対しては「復興特別所得税」が適用され、各年の所得税額に対して2.1%を乗じた金額が追加的に課税されます。つぎの記載内容は、これを加味しています。

\*ご契約者が法人である場合には、法人税、事業税および住民税などに関するお取扱いとなりますのでご注意ください。

### ご契約時

■お払い込みいただいた保険料は、以下の条件を満たせば、払い込んだ年の一般の生命保険料控除の対象となります。介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の対象とはなりませんのでご注意ください。なお、保険料払込方法が一時払のため、払い込んだ年のみ控除の対象となります。

生命保険料控除の適用条件	ご契約者(保険料負担者)が納税者本人であり、死亡給付金の受取人が、本人か配偶者またはその他の親族(6親等以内の血族および3親等以内の姻族)であること。
--------------	---

### 運用期間中

#### ■解約・減額時の解約返還金に対する課税

解約返還金は基本保険金額(一時払保険料相当額)を上限とするため、課税対象となりません。

#### ■死亡給付金受取時の課税

契約形態	契約例			課税の種類
	ご契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡給付金 受取人	
ご契約者と被保険者が同一人	A	A	B	相続税
ご契約者と死亡給付金受取人が同一人	A	B	A	所得税(一時所得 <sup>*1</sup> ) + 住民税
ご契約者、被保険者、 死亡給付金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税

\*契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡給付金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金などと合算のうえ、「生命保険金の非課税枠(500万円×相続税法で定める法定相続人数) < 相続税法第12条 >」が適用されます。

### 繰延べ期間中(年金支払開始日を繰り延べた場合)

#### ■解約時の差益に対する課税

所得税(一時所得<sup>\*1</sup>) + 住民税

### 年金受取期間中

#### ■一括受取(年金原資額の一部支払)時の課税

契約日から5年の一括受取	契約日から5年超(年金支払開始日を繰り延べた場合)の 一括受取
20.315%源泉分離課税	所得税(一時所得 <sup>*1</sup> ) + 住民税

\*ご契約者と年金受取人が別人の場合、一括受取額に対して贈与税が課税されます。

#### ■年金受取時の課税

年金のお受取時	未払年金の一括受取の場合
所得税(雑所得 <sup>*2</sup> ) + 住民税	所得税(一時所得 <sup>*1</sup> ) + 住民税

\*ご契約者と年金受取人が別人の場合、年金受取開始時に別途贈与税が課税されます。

※1 一時所得の課税対象

一時所得については、他の一時所得と合算して年間50万円限度の特別控除があります。

特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

$$\text{一時所得の課税対象額} = \left[ \text{収入(受取額)} - \text{必要経費(払込保険料)} - \text{特別控除(50万円)} \right] \times \frac{1}{2}$$

※2 ご契約者と年金受取人が別人の場合(「死亡給付金等の年金払特約」を付加して死亡給付金を年金で受け取る場合を含みます)、初回の年金は非課税となり、2回目以降の年金のうち一部が課税対象となります。

## 10 この保険にかかわる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です

■一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(生命保険協会ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>)

■「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

## 11 死亡給付金のお支払いに関する手続きなどの留意事項は以下のとおりです

■お客さまからのご請求に応じて、死亡給付金のお支払いを行う必要がありますので、死亡給付金のお支払事由が生じた場合のほか、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにご連絡ください。

■第一フロンティア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。

■死亡給付金のお支払事由が生じた場合、複数の保険契約にご加入されていればそれぞれの契約について給付金などのお支払事由に該当することがありますので、「保険証券」、「ご契約のしおり・約款」などを十分にお読みください。なお、ご不明な点がある場合にはご連絡ください。

## 12 ご加入の生命保険に関するお手続きやご照会・ご相談・苦情については下記までご連絡ください

■第一フロンティア生命は引受保険会社として、契約内容に関するご照会やお客さまからのお申出への対応、死亡給付金の支払手続きに関する照会を含む各種手続き方法に関するご案内など、ご契約の保全に関するすべての業務を行います。

■募集代理店は、契約内容に関するご照会対応など一部の業務を行います。

第一フロンティア生命  
お客さまサービスセンター

☎ 0120-876-126

営業時間:月曜日～金曜日  
(祝日、年末・年始などの休日を除く)  
9:00～17:00